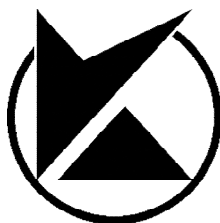


剣淵町森林整備計画

計画期間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 令和 5 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 15 年 3 月 31 日} \end{array} \right]$

(令和 7 年 3 月 31 日に変更)



北海道 上川郡 剣淵町

変 更 理 由	地域森林計画に適合させるための変更
変 更 内 容	森林病虫害等の被害対策の方針の見直し 特に効率的な施業が可能な森林の区域の見直し その他表現の適正化のための見直し
変更計画が有効 と なる 日	令和 7 年 4 月 1 日から適用

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	
(1) 地域のめざすべき森林資源の姿	
(2) その他必要な事項	3
3 森林施業の合理化に関する基本方針	

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	5
(1) その他伐採に関する留意事項	

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	
(1) 人工造林の対象樹種	6
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	7
2 天然更新に関する事項	
(1) 天然更新の対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	8
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	9
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育しうる最大の立木の本数	
5 その他必要な事項	

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2 保育の種類別の標準的な方法	
(1) 下刈り	
(2) 除伐	
(3) つる切り	
3 その他必要な事項	
(1) その他間伐又は保育に関する留意事項	

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	1 2
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	1 4
3	その他必要な事項	1 5
	(1) 水資源保全ゾーン	
	(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	
	(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項		
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	1 6
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
5	その他必要な事項	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項		
1	森林施業の共同化の促進方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	1 7
4	その他必要な事項	
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項		
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
	(1) 路網密度の水準	
	(2) 作業システムに関する基本的な考え方	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 8
3	作業路網の整備に関する事項	
	(1) 基幹路網に関する事項	
	(2) 細部路網に関する事項	
4	その他必要な事項	1 9
第8 その他必要な事項		
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
	(1) 人材の育成・確保	
	(2) 林業事業体の経営体質強化	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	2 0
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
	(1) 木材流通の合理化	
	(2) 木材産業の体質強化	
	(3) 木質バイオマスの利用促進	
4	その他必要な事項	2 1

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定の基準
 - (2) 鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害の駆除又は予防の方法 2 2
 - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法
 - (2) その他
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項
 - (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
 - (2) その他 2 3

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項 2 4
 - (2) 森林法施行規則第33条第1項ロの規定に基づく区域
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - (1) 地域住民参加による取組に関する事項
 - (2) 上下流連携による取組に関する事項
 - (3) その他
- 6 その他必要な事項 2 5
 - (1) 特定保安林の整備に関する事項
 - (2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
 - (3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項 2 6
 - (4) 森林の管理状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

- 別表1 公益的機能別施業森林の区域 2 8
- 別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち森林施業の方法を特定すべき森林の区域 3 1
- 別表3 鳥獣害防除森林区域 3 3

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

剣淵町は、北海道北部の名寄盆地の南部に位置し、北海道第二の都市・旭川市から北へ向かって約 45 km の距離にある田園風景豊かな純農村の町です。

地形は、東西を山地に挟まれ、中央部に低地が広く発達しており、天塩川水系の支流である剣淵川流域に沿って広がっています。南はペンケペオッペ川と六線川を境に和寒町と、北は犬牛別川と北東の山地を境に士別市と隣接しています。

気候は、内陸的で夏と冬の気温差が 60℃ に及びます。夏期は、高温多照で 30℃ 以上の猛暑に見舞われることもあります。朝夕は涼しく、盆地特有の 1 日の寒暖の差が大きいことが特徴です。冬期は一変し、寒さが厳しく、一月の降雪量は平均で 110 cm に達します。

本町の総面積 13,120ha のうち森林面積は 3,716ha（森林率 28.3%）で、すべて民有林（私有林が 3,251ha、町有林が 465ha）で構成されています。

カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は 1,577ha（人工林率 42.4%）で、その約 5 割（771ha）が 7 齢級以下（35 年生以下）の若齢林分であることから、林木の生育の促進及び健全化を図るため、適切な間伐や保育を実施していく必要があります。

一方で、伐採可能な林齢に達する人工林が多く存在し、利用可能な資源が充実しつつあることから、100 年先を見通した森林づくりをめざし、計画的な森林の整備を推進することが重要となっています。

しかし、木材価格の長期低迷等による林業収益性の低下や森林所有者の高齢化や不在村化等の進行により、自ら施業や経営を行うことが困難な森林所有者が増加していることから、利用可能な人工林資源が有効に活用されず、今以上の林業の停滞を招く場合には、手入れ不足の森林が増加し、公益的機能の発揮への支障が懸念されています。

2 森林整備の基本方針

（1）地域のめざすべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害を含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源^{かん}の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、山地災害の防備及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持

林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、また、「木材生産林」においては、森林資源の保持に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【公益的機能別施業森林】

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源 ^{かん} 涵養機能	水源 ^{かん} 涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業や保全を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業や保全を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林		身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や保全を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業や保全を推進する。
		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

【公益的機能別施業森林以外の森林】

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

（２）その他必要な事項

ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう務めることとします。

イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本と

します。

ウ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図る上での課題、目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木の伐採については、Iの2「森林整備及び保全の基本方針」を踏まえ、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の造成、森林に対する社会的要素、施業制限の状況、木材の生産動向等に十分留意し行うこととします。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な自然条件及び社会的条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する多面的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

また、森林経営計画の認定基準や保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。

樹種		林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む。）	30
	ヤナギ（注1）	5
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注2）	25

（注1） 敷料等の木質バイオマス利用の促進を図るため短伐期で主伐を繰り返すヤナギ林に限ることとし、保安林及び保安施設地区並びに公益的機能別施業森林は除きます。

（注2） 「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における立木の伐採方法等は次のとおり行うこととします。

- （1）立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

ア 皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮します。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

イ 択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とします。

なお、択伐の実施にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

(2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

(3) 伐採後の適確な更新を確保するため、予め適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。

(4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

(1) その他伐採に関する留意事項

ア 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や屋根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとします。

イ 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないように努めることとします。

a 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石礫地、沢沿い等

c 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

ウ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

エ 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

オ 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカ等の希少鳥類について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

カ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

第1の2の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、適切な森林の施業方法により造林することとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

(ア) 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

(イ) 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

(ウ) 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、ヨーロッパトウヒ、ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、カエデ科、その他郷土樹種

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めることとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回廊など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林^{かん}にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

- b 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。
- c 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。
- なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。
- d 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

【植栽時期】

植栽区分	樹種	植栽時期
春植	トドマツ、アカエゾマツ、その他	4月上旬～6月上旬
秋植	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月上旬
	その他	9月上旬～11月下旬

- e コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアのdの時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。
- f 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】

(単位：本/ha)

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針葉樹	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齢林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は、区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については「天然更新完了基準書の制定について(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)」によることとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齢林」とは、伐採後概ね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数} \times 10 \text{ (注6)}$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300 本/ha
中層	3, 300 本/ha
下層	10, 000 本/ha

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300 本/ha
上層(その他の針葉樹)	600 本/ha

上層: 母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

中層: 伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層: 中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込み等を行うことにします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ捕植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、捕植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

- ① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- ② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

- ① 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- ② 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれている森林
- ③ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
- ④ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- ⑤ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域】

森林の区域		参考
林班	小班	
2	20～24、35、36、38～40、49、62、63、66、69、70、79、81	左の小班のうち人工林について指定する。
10	13、15、16	
15	4、33	
16	2～6、9～11、15、22、26、30、41～44	
17	1～3、5、7、9、14、15、17、21、26、28、31、32、34	
18	1、2、6～8、10、15～19、34、41、50、51、55、57～65	
19	1、10、14～16、19、20、24～27、34～38	
21	4、5	
24	1、4、6～11、13、16、20～23、25、26、28、31、32	
25	2、4、13、18、26、41、42、44、45、48、51	
26	5、8、10、18～20、24、26、31、33	
27	1、3、5、6、8～10、20、28～30、41、48、55、57、58、61～63、67、70、73、74、80～82	
28	1～3、7～15、17～23、27、29、37～39	
29	3、6、13、15、17、20、26、29、33	
30	8、9、16、20、21、30、31、33、35、36、39、42、46、48	
31	2～3、16、18、23～25、42	
33	10、12、21、28、36～38、40～42、45、50、61、64、70	
34	1、7、11、12、24、25、32、36、37、41、45～50、52～53、56、57、60、65、71、72	

35	10、27、30、34
36	1、4
37	3、4、6、24
38	3～8、22、32～34、41～43、45、47、49、50、52、53、55、56、58
39	1～6、8、10～12、17、20、26、29、31～36、39、44、45、47、50、51、61～63、70、71、74、76、77、79～82、86、91～100
40	2、5～7、9、12、15、16、22、23、25～29、32、33、36～39、41～45、49、52、54、55、59～64、69、71～76、78～86、89、95～102
41	1、3、4、6～8、13、16～19、26、28、29、31～33、36～38、42、43、45～49、51、52、54、57～61、99、101～103
42	1～4、19、52～58、60
43	3～6、8～10、12、13、15～18、20、25、27、31、32、36～39、42、46、49～52、56、57、61、62、65～67
44	1～3、5～8、15、18、20、23～27、32、33、36～38、49、50、52、55、56、58～70、72、74～79、83～93、113～115、122、123
45	5、8、10、22、25、32、35、38、39、42、43、49、51
46	2、3、10、21～24、26、27、30、32～33、38、41、44～45、47、56、60、62、64～66、70、73～75
47	1～5、7、8、10、11、15、16、18、21、24、31～33、40、42、47
48	1、4、6、8～12
49	2、5、14、15、20、23、26、43、52、53、58～61
50	1、2、6、8、12、13、16、19、24、25、31、32、35、45、47、48、57
51	1、3、6～7、19、21～28、31～33、37、39、41、42、45、47～49、51、57、90
52	20～23
53	34、48～49、57、58、62～64、71、74、80、81、93～96
54	18、22、28、50、54、66
55	2、3、13～16、25、27～29、31、34～36、38、40、41、43、46、47
56	4
57	1、3～9、12、14～18、20、23～25、28～31、33～40、42～44、47～51、53、54、100、102、106
58	3～5、11、13、15～17、19～21、23、26、27、102、106
59	1、2、4～10、13、16、18、21～24、29～31
60	4～6、9～14、16、18～23、25～28、39～42

なお、上記の森林において主伐を行う場合は、「伐採跡地の更新すべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 造林の対象樹種

- ① 人工造林の場合は、1の(1)による。
- ② 天然更新の場合は、2の(1)による。

(2) 生育しうる最大の立木の本数

2の(2)のアにおいて記載している「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)による。

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- (1) 間伐は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉がお互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。
- (2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹 種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2 回	3 回	4 回	5 回	
カラマツ 【グイマツとの交配種を含む】 (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	19	27	35	43	—	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率）：20～35% 間伐の間隔 標準伐期齢未満：8年 標準伐期齢以上：8年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	17	22	28	36	—	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率）：20～35% 間伐の間隔 標準伐期齢未満：6年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	26	33	42	51	64	選木方法：定性及び列状 間伐率（材積率）：20～35% 間伐の間隔 標準伐期齢未満：9年

※ 「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

※ 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

- (3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械のによる効率的な作業システムの導入や列状間伐を推進するとともに、集材距離を考慮した路網の整備を進め、施業の集約化を図ることにより、施業の省力化・効率化に努めることとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局部的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

(3) つる切り

育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこ

とします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

【保育の作業種別の標準的な方法】

樹種	年									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	←→									
トドマツ	←→									
アカエゾマツ	←→									

注) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

樹種	年									
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ			△							
				△						
トドマツ				△						
					△					
アカエゾマツ						△				
							△			

※ カラマツにはグイマツとの交配種を含み、アカエゾマツにはエゾマツを含む。

〈記載の例〉 △：つる切り、除伐

3 その他必要な事項

(1) その他間伐又は保育に関する留意事項

枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
水源涵養林 ^{かん}	水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図る。

	位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の自然条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林班単位等で面的に定める。	
山地災害防止林	山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
生活環境保全林	快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵などの影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
保健・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。 なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。

（注）「長伐期施業」とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

【上乘せゾーニング】

森林の区域		区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
水資源保全ゾーン		水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、市町村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。 特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小（注2）及び伐採箇所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。
生物多様性	水辺林タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与	伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細

性 ゾ ー ン		える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則 20m 以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。	かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとする。
	保 護 地 域 タイ プ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。	伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

(注 1)「上乗せゾーニング」とは、北海道の森林・林業の現状や課題、地域の特性やニーズ等により、目指す姿や施業の方法などをよりきめ細かく定めるために共通ゾーニングの中において上乗せして設定されたゾーニングです。

(注 2)皆伐を行う場合の面積は、原則として 10 ヘクタールを上限とします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとします。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

【区域の設定基準及び施業方法】

森林の区域	区域の設定基準	施業方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

なお、木材等生産林においては製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めることとします。

樹 種	主伐時期	仕立て方法	(参考) 主伐時期の平均直径
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	50年	中庸仕立て	34cm
トドマツ	50年	中庸仕立て	30cm
アカエゾマツ	80年	中庸仕立て	28cm

3 その他必要な事項

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林小班単位で定めます。

剣淵町において、区域の設定はありません。

イ 施業の方法

水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を定めます。

また、特に急傾斜地等の土砂崩落、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めます。

剣淵町において、区域の設定はありません。

イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造林に伴う地表かく乱を最小限に抑えるものとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定めます。

剣淵町において、区域の設定はありません。

イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図るものとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林のうち、42.4%はカラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となっていることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要

があります。このため、士別地区森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託については、森林経営計画の計画期間（5箇年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう、委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権限や森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら森林経営を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方針

本町における森林所有者の73.5%は、5ha未満の小規模な森林所有であることから、森林施業を計画的、効率的に行うため、町、森林組合、森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制を整備し、地域単位での森林施業の共同化又は森林の施業委託を図っていくこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有の森林所有者が多い本町において、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産をめざすことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要があります。そのため、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとします。

また、森林施業に消極的な森林所有者に対しては、町、上川北部森林室、森林組合等の関係機関が協力し、森林の有する多面的機能や適切な森林管理の重要性などの普及、啓発に努め、森林所有者の森林整備への積極的な参加を促すこととします。

さらに、不在村森林所有者については、普及啓発活動を強化して、適切な森林施業の実施を進めることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することに努めることとします。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業員、土場、作業場等の施設設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項を予め明確にすること。
- (2) 共同森林施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法を予め明確にすること。
- (3) 共同施業実施者の一人が（1）又は（2）により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同実施の実効性が損なわれないよう、予め施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出に係る作業システムに応じ、次の表を目安として基幹路網（林道、林業専用道）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとします。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】（単位：路網密度 m/ha）

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム（注1）	110 以上	35 以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム（注1）	85 以上	25 以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム（注2）	20<15> 以上	20<15> 以上

（注1）『車両系作業システム』とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

（注2）『架線系作業システム』とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

（注3）『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに、作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造 材	巻立て
緩傾斜地 (0° ～15°)	フェラー バンチャー	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラー バンチャー	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜 (15° ～30°)	チェンソー	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30° ～)	チェンソー	スイングヤード 【全幹集材】	チェンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・ プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ 【 】は集材方法について、()は前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載しています。

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例があります。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

本計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）について、次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延(m)	対図番号	備考
東地区	812	東線	1,000	①	
西岡地区	1,280	西岡線	1,500	②	
西原地区	671	西原線	1,000	③	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用地作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める林業専用地作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

開設/拡張	種 類	区 分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半5箇年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		剣淵町	早田	1				
小計					1				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林官許保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）」、「民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日付け森整第 1219 号北海道水産林務部長通知）に則り開設することとします。

イ その他必要な事項

特になし

4 その他必要な事項

- (1) 土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。
- (2) 林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。
また、通行の安全を確保するため必要に応じて、通行を禁止する安全施設の整備を講ずるものとします。
- (3) 林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の取得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化等を通じた経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の

育成に努めるものとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町の森林は、人工林の48.9%が7齢級（35年生）以下の若齢林であり、間伐等の保育作業が必要な時期となっています。今後これらの森林が順次伐期を迎えることになり、主伐林分が増加し、伐採を中心とした森林作業が増加する傾向にあります。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るためには機械化は不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要となっています。将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ等による伐倒、枝払い、玉切り作業とフォワーダ等による集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むこととします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取組の実施が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携による特色のある取組、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等ための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

（1）木材流通の合理化

原木流通の合理化を推進するため、共同で利用できる山土場、ストックポイント等、原木流通施設の整備を行い、流通ロットの拡大や原木供給の安定化・効率化等を図ります。

また、流域森林・林業活性化センター等による流域内の森林所有者、素材生産業者間の合意形成を進め、生産コストの低減や計画的、安定的な素材生産を行うため、事業の共同化・協業化、出材ロットの拡大等を推進します。

（2）木材産業の体質強化

消費者ニーズを的確に把握し、地域材を利用する意識や理念が共感・共有されるよう、HOKKAIDO WOODブランドを活用した情報発信や企業等と連携した需要拡大を図ります。

また、木材産業の競争力を強化するため、地域の森林資源や木材需給の変化に対応し、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入などにより、原木の安定供給を図るとともに、木材加工流通体制を整備し、加工・流通コストの低減を図ります。

（3）木質バイオマスの利用促進

地域産業の振興や二酸化炭素排出量の削減の観点から、林地未利用材等の木質バイオマ

スの有効利用を促進することとします。

特に、大規模バイオマス発電施設の稼働状況や、地域の需要動向等を踏まえ、地域関係者が連携して需給情報の共有化、集荷の低コスト化を図り、林地未利用材を安定的に供給する体制づくりを進めます。

4 その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により山村における定住を促進することとします。

また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の活用の促進により、都市と山村の交流を促進することとします。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めることとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定の基準

区域の設定対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に及び、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林であって、人工林であることを基本としますが、地域における森林資源の状況に応じて、天然林も含めて設定できることとします。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

なお、区域は林班を単位として設定することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、次のとおりエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を単独又は組み合わせて推進することとします。この際、地域の関係機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については、森林組合等の関係機関と連携し適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 忌避剤の散布や侵入防護柵の設置又は改良、保護具の設置、枝条巻き等の植栽木の保護措置の実施及び現地調査等によるモニタリングの実施のほか、森林内におけるシャープシューティングやモバイルカリング等の効果的な捕獲等を実施することとします。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを必要に応じて現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集を行うこと等により確認することとします。

食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の

低い樹種を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、剣淵町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、剣淵町や総合振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐そ性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。

また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置等の対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護にあたっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生生物との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

剣淵町防災計画の林野火災計画に定めるもののほか、剣淵町林野火災予消防対策実施方針に基づき、林野火災の予防対策を講ずることとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

剣淵町林野火災予消防対策実施方針に基づき、林野火災危険期間中（4～6月）の火入れは極力避けるようにし、できる限り夏季若しくは秋季に行うようにします。

また、火入れを行う場合には、剣淵町火入れに関する規則に基づき適切に実施することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐採駆除する必要がある場合等は、伐採促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、希少な野生生物の生育・生息地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然公園指導員、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、生物多様性保護監視員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域設定するものとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定するものとします。

なお、保健機能森林の区域の設定に当たっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めることとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないこととします。

- ① 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域特別地区内の森林
- ② 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- ③ 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残置又は造成された森林

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、地域環境の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととします。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。）を定めることとします。

ただし、保健機能森林の区域内に自然公園地域（普通地域を除く。）を含む場合は、当該自然公園の利用計画にそぐわない森林保健施設は計画しないこととし、区域内に道自然環境保全地域普通地区を含む場合には、原則として当該施設を計画しないこととします。

なお、施設の総量規制及び技術的基準等については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法規則（平成25年2月26日農林水産省令第5号）」によることとします。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理並びに防火体制

及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全等の確保に留意することとします。
なお、保健機能森林の設定・整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び地域環境の保全に適切な配慮を行うこととします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画は、森林所有者等が森林の伐採、造林等、今後5カ年間に実施する森林施業について、自発的に立てる計画であり、作成した市町村長等に認定を求め、市町村森林整備計画の適合性等一定の基準を満たしていれば認定を受けることができます。

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、剣淵町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援など、計画の推進を図ります。

なお、森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画することとします。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項、及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1項口の規定に基づく区域

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

剣淵町内の公共建築物等における地域材の利用に努めるとともに、関係機関と連携しながら地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めることとします。

また、木材製造業者その他の関係者は、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、地域材の利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に努めることとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

桜岡湖を中心とした桜岡公園は、体験型観光地（絵本の里家族旅行村）として位置づけられ、温泉保養施設や宿泊研修施設、パークゴルフ場、オートキャンプ場、散策路等が整備されており、現在は町内外観光客の憩いの場として定着しています。桜岡公園内では、記念植樹を行っており、良好な景観の整備のほか、緑化に対する意識の高揚、普及等に貢献しています。今後においても、豊かな自然環境を活かし、地域の交流拠点施設として整備し発展していくことが求められています。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林に対する町民の要望は多様化しており、これに応えられる森林の整備を行っていくためには、町民の要望を的確に把握するとともに、森林整備への町民の理解と協力が不可欠です。このため、森林に関わる計画書等をわかりやすい形で広く町民に公表を行うなど、森林整備への町民の参加を推進することとします。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

木材利用は、地球温暖化の防止や循環型社会の構築の上でも重要な役割を担っており木づかい運動や木育により、木材を利用することの意義について理解を深め、現代の社会生活にあった新たな木の文化を育んでいくことが重要となっています。

このことから、木とふれあい、木に学び、木と生きる取り組みを推進し、人と木や森との関わりを構築するため、絵本の館や道の駅等の木材をふんだんに使用した施設を多くの人に利用してもらい、木がもつ温もりや癒やし効果を体験することをはじめとした、地域の個性を活かした木の文化を育むとともに、人と自然とが共存できる社会の実現をめざすこととします。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図ることとします。

なお、「要整備森林」は、上川北部地域森林計画において指定されます。

(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業方法が定められている森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は、次のとおりです。

ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、Ⅱの第1の森林の立木竹の伐採に関する事項で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ) 伐採方法は、次の3区分とします。

- a 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）
- b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）
- c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

(イ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

- a 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施業地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20haを超えない範囲とします。
- b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。
- c その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、その保安林の状況により必要最小限の伐採面積とします。

(ウ) 防風、防霧保安林については、概ね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

(オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

ウ 特例

(ア) 伐期齢の特例が認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくとも伐採することができます。

(イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とします。

(ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

エ 間伐の方法及び限度

(ア) 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠密度が10分の8以上の箇所とします。

(イ) 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

(ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。

(イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

② 自然公園特別地域内における森林

該当なし。

③ 砂防指定地内の森林

該当なし。

④ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

該当なし。

⑤ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

該当なし。

⑥ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、次のとおりとします。

《その他の制限林における伐採方法》

区 分	制限内容
そ の 他 制 限 林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。 ① 伐採面積が1ha未満のもの ② 森林施業計画で皆伐として計画されたもの (4) 史跡、名称又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業方法に関して、森林組合等の林業事業体など地域の関係者との合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう、道の指導機関と連携した普及啓発を進めることとします。

(4) 森林の管理状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

該当なし。

- 別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域
別表 2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法
別表 3 鳥獣害の防除の方法

別表 1 公益的機能別施業森林の区域

1 共通のゾーニング

【一般民有林】

区分	森林の区分		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林 ^{かん}	10	13、15、16、20、22、44	2.36
	15	全域	9.00
	16	全域	22.62
	17	全域	44.08
	18	全域	54.13
	19	全域	61.84
	20	全域	99.36
	21	全域	33.92
	22	全域	76.64
	23	全域	52.24
	24	全域	71.10
	25	全域	40.02
	26	全域	88.24
	27	全域	104.65
	28	全域	106.36
	29	全域	59.99
	30	全域	149.01
	31	全域	45.96
	32	17	0.32
	33	全域	80.76
	34	全域	123.37
	35	全域	146.60
	36	全域	104.56
	37	全域	71.12
	38	全域	61.33
	39	全域	74.53
	40	全域	100.17
	41	全域	39.92
	42	1、19～21、30、37、38、40、41、62、66～68、70～72	17.76
	43	全域	109.66
	44	1～3、5～9、11～17、20～22、28、31～33、36～39、46～49、71～74、77、82、122、123	33.57
	45	1～11、18、19、22、23、25、27、28、30～39、42、43、49、51	40.00
	46	全域	106.87
	47	全域	44.88
	48	全域	20.72
	49	全域	85.24
	50	全域	58.08
	51	全域	59.44
	52	全域	12.76
	53	全域	29.16
	54	全域	19.05

区分	森林の区分		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林 かん	55	1～4、10～17、20、22～38、40、41、43、46～48、50、51	18.36
	56	全域	46.94
	57	全域	112.16
	58	全域	63.23
	59	全域	95.20
	計		2,897.28
山地災害防止林	2	20～26、35～40、45、47、49、52、59、60、62、63、65、66、68～71、79～83	16.28
	3	86	0.44
	計		16.72
生活環境保全林	42	2～4、52～61	9.36
	44	18、23～27、50～56、58～70、75、76、78、79、83～93、113～115	33.76
	60	1～28、39～42	20.35
	計		63.47
保健・文化機能等維持林	該当なし		
木材等生産林	1	全域	38.70
	2	1～19、27～34、41～44、46、48、50、51、54、58、61、64、67、72～78、84～110	47.61
	3	86 以外	103.43
	4	全域	104.28
	5	全域	58.36
	6	全域	53.62
	7	全域	29.87
	8	全域	64.61
	9	全域	62.84
	10	2～12、14、19、23、24、26、28～30、32、34、41～43、45～48、50、52、53、55、56、58、59	63.86
	11	全域	89.06
	12	全域	14.60
	13	全域	19.16
	14	全域	18.22
	32	18～22、25～29、31～33、35～37	6.14
	42	63、74、75、77、78、80、82、84、85、87、88	10.98
	44	94～98、100～105、108～112、120、121	14.12
	45	12～14、53～55、57～60、63、65～67	11.16
	55	5、7、8、18、49、52～57	7.71
	60	29～31、33～35、37、38、43、44	5.05
特に効率的な施業が可能な森林	1	9、11、12、44、47、48、56、57、60、66、70、80～82	22.32
	2	1、2、7、8、27～30、33、34、42～44、48、58、61、84～86、88、89、91～94、97、99、101～106、108～110	30.44
	3	3、4、6、11、14～18、20、32～35、37、39～45、47、51、54、57、71、74、78、79、81、87、92、109、111、116、120、126、127、131～133、136～142	63.25

区分		森林の区分		面積 (ha)
		林班	小班	
特に効率的な施業が可能な森林	4	2～4、6、8、9、12～15、20、21、25、30、31、33、35、38、46、54、56、58～60、66、72、73、76～78、86～88、91、92、98、99、101、102、104、107、109、114、115、119、122、124～131、133、134	61.87	
	5	1、3、6、8、11～13、17、19～21、23～28、31、33～35、37、43、45～47、49、55、57、61、66、69、71、73～76、78、80～85、87、88	26.41	
	6	4、7、12、13、15、17、20、30～32、49、52、81、82	24.62	
	7	1～7、9、10、12、15、18、21、22、25、29、30、36	14.16	
	8	4、5、7、9、13、21、27、28、38、40、42、43、46、58、61～64、78、79、87、88、90、93、94、96、98、103、112	32.53	
	9	1、5、21、26、30、31、36、40、42、43、45、46、51、53、55、58～60、63、64、68～70	22.50	
	10	2、4、6、7、10、24、26、30、33、41～43、45、48、50、52、53、55、58	33.05	
	11	3～5、13、18、22、27、28、34～37、39、46、50、54、55、67～70、73、77、84、86、92、95～101、103、106～112、116、117	50.82	
	12	4、8、10、14、17、39、51、58、64	5.37	
	13	7、17、19～21、27、31、36、52、53、57、59、60	9.36	
	14	7、10、14、16、28、37、42～44、47～49、53、56、58～61、63～66	14.03	
	32	19、21、22、25～29、31～33、35～37、9031、9033	5.81	
	42	74、77、78、80、82、84、85、87、88	7.99	
	44	94～96、100～102、104、108、120	8.76	
	45	53～55、57、59、60、63～65、67	6.17	
	55	5、8、52～57	6.82	
	60	29、30、33～35、37、38、43、44	4.43	
	小 計			450.71
	計			1,274.09
	合 計			4,251.56

【道有林】
該当なし

2 上乗せのゾーニング

【一般民有林】
該当なし

【道有林】
該当なし

別表２ 公益的機能別施業森林の区域のうち森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区分		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 (参考) (注１)
		林班	小班		
水源涵養機能の増進を図るための森林施業推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	10	13、15、16、20、22、44	2.36	主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：20ha以下
		15	全域	9.00	
		16	全域	22.62	
		17	全域	44.08	
		18	全域	54.13	
		19	全域	61.84	
		20	全域	99.36	
		21	全域	33.92	
		22	全域	76.64	
		23	全域	52.24	
		24	全域	71.10	
		25	全域	40.02	
		26	全域	88.24	
		27	全域	104.65	
		28	全域	106.36	
		29	全域	59.99	
		30	全域	149.01	
		31	全域	45.96	
		32	17	0.32	
		33	全域	80.76	
		34	全域	123.37	
		35	全域	146.60	
		36	全域	104.56	
		37	全域	71.12	
		38	全域	61.33	
		39	全域	74.53	
		40	全域	100.17	
		41	全域	39.92	
		42	1、19～21、30、37、38、40、41、62、66～68、70～72	17.76	
		43	全域	109.66	
		44	1～3、5～9、11～17、20～22、28、31～33、36～39、46～49、71～74、77、82、122、123	33.57	
		45	1～11、18、19、22、23、25、27、28、30～39、42、43、49、51	40.00	
		46	全域	106.87	
		47	全域	44.88	
		48	全域	20.72	
		49	全域	85.24	
		50	全域	58.08	
		51	全域	59.44	
		52	全域	12.76	

区分	施業の方法		森林の区分		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 (参考) (注1)
			林班	小班		
			53	全域	29.16	
			54	全域	19.05	
			55	1～4、10～17、20、22～38、40、41、43、46～48、50、51	18.36	
			56	全域	46.94	
			57	全域	112.16	
			58	全域	63.23	
			59	全域	95.20	
				合計	2,897.28	
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成機能又は保健の機能増進を図るための森林施業推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 (注3)		2	20～26、35～40、45、47、49、52、59、60、62、63、65、66、68～71、79～83	16.28	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
			3	86	0.44	
				合計	16.72	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	42	2～4、52～61	9.36	主伐林齢：標準伐期以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢以下の立木材積の1/2以上を維持する
			44	18、23～27、50～56、58～70、75、76、78、79、83～93、113～115	33.76	
			60	1～28、39～42	20.35	
				合計	63.47	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林				主伐林齢：標準伐期以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢以下の立木材積の7/10以上を維持する
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林					特定広葉樹について、標準伐期時の立木材積を維持する
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林					

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96 年以上
	トドマツ	64 年以上
	カラマツ【グイマツとの交配種を含む】	48 年以上
	その他針葉樹	64 年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48 年以上
	その他広葉樹	64 年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96 年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128 年以上

【道有林】
該当なし

別表 3 鳥獣害防除森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
エゾシカ	13 林班、30 林班、35 林班、36 林班、52 林班 から 54 林班	472.93